

2022年7月開催
30分解説

2022年4月より中小企業も対象となった「パワハラ防止法」。
企業が具体的に講じるべき対応とは？何がパワハラと認定されてしまうのか？
労務に強い弁護士法人ALG & Associates 谷川弁護士が30分で解説

パワハラ

防止措置、 基礎と対応



具体的に講じるべき対応

③ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

3 パワハラの類型化

・事実関係

・結果の発生

代表的な類型

該当例

非該当例

1 パワハラ防止措置の義務化



① 事業主の方針等の明確化及びその周知

・社内報、パンフレット、ホームページ等に会社がパワハラを行わない方針を立てたことを記載して配布

・従業員に対して、パワハラ防止に関する周知・啓発のための研修を実施

・パワハラに対する懲戒規定や就業規則などを整備して、周知徹底を図る

② 当該性(判例・裁判例)

0. 12. 7判決

精神疾患のため休職した従業員が損害賠償請求を行った事例

により業務負担が増加した中で、困難な目標の達成を求め続けられた。

叱責が繰り返された。

いたことに対し、「報告書にうそを書くお前は犯罪者だ」上に報告すればた

叱責・フロア全体に響き渡るほどの声での叱責

・使用者として正当な指示であり、報復目的ではない。

(判断)

業務負担が増加する中、困難な目標の達成を求め続け、それらが実現できないと、指示に従わないとして叱責し注意、叱責するということを繰り返した。叱責中の報告の目つきや態度が気にならな

いとして叱責したり、過去の問題を話し返して叱責したり・・・内容的には叱責のための叱責とな

り、時間的にも長時間にわたる、業務上の指導を逸脱した執断じの行為に及ぶようにな

った。パワハラ防止法による慰謝料として250万円を認める

セミナーのポイント

- ① パワハラ防止法とは？
- ② 企業が講ずべき措置
- ③ パワハラの6類型化
- ④ 判例に見るパワハラ該当性

▶ お申込みはこちら

30分解説 | パワハラ防止措置、基礎と対応

開催日時 7/21、7/22、7/27、7/29
11:00～11:30

対象 人事総務労務責任者及び担当者 等
共催 弁護士法人ALG & Associates／
株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO／
宝印刷株式会社／
株式会社オービックビジネスコンサルタント

お問い合わせ 株式会社オービックビジネスコンサルタント
坂本／本澤 mail: obc-as@obc.co.jp

※ 講師・共催企業と同業の方、弁護士、社労士、個人の方はお申込みをお断りします。
※ 講師・講演内容・配信期間は予告なく変更になる可能性があります。

お申込み

<https://www.obc.co.jp/2205-06pwhrBasic>

弁護士法人
ALG & Associates
執行役員・弁護士

谷川 聖治氏

愛知県弁護士会所属。大阪支部長代理、名古屋支部長を歴任し、現在は本部の執行役員を務める。日経新聞やNHKの記事や番組の監修等、メディアからの依頼も多数。著書には、『中小企業のためのトラブルリスクと対応策Q&A』（労働調査会）などがあり、企業側に立った法律問題に注力している。

